

イノベーション創出コミュニティ(STC³) 固定スペース会員 (802 号室入居者) 募集

1.STC3 について

本コミュニティは、京都高度技術研究所が新事業創出支援の一環として実施しているもので、インキュベーション事業や人材育成事業等と連携させながら、京都地域の経済及び産業の活性化に貢献することを目的としています。

2.固定スペース会員の募集

以下のとおり、STC3 固定スペース会員を募集します。

希望される方は、要件、必要書類、申込方法等をご確認のうえ、お申込みください。

○固定スペース：

所在地：京都市下京区中堂寺南町 134 番地

物件名：イノベーション創出コミュニティ固定スペース（個室）802 号室

貸室面積：30 m²

賃料：91,429 円（税別／月）

共益費：36,000 円（税別／月）

○対象者：中小企業基本法で規定している中小企業者で、次の①～⑥のいずれにも該当しない、かつ、令和 7 年 8 月 1 日現在において、設立後 1 年以上の法人

① 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）

ア.発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等

イ.発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業等

ウ.大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業等

② 国又は地方公共団体から出資等を受けている者

③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第 2 条第 6 項第 4 号に規定するものを営む者を除く。）

④ 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

⑤ 市町村税を滞納している者

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に該当する暴力団員等又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

○**申込受付期間**：2025年8月6日(水)午前10時から
2025年8月25日(月)午後5時まで（必着）

○**提出書類**：下記 a, 申込書及び b～e の添付書類
a, 申込書

添付書類

- b, 定款、規則、会則、会社案内パンフレット等、業務内容がわかるもの
- c, 直近1期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）
- d, 法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)（発行後3ヵ月以内のもの）（写し）
- e, 納税証明書(発行後3ヵ月以内のもの）（写し）
直近年度分の市民税、固定資産税（土地・建物のみ）及び都市計画税の市税に関する、令和7年1月1日時点住所地発行のもの

○**申込方法**：提出書類 a, 申込書と、b～e の該当する添付書類を、以下 STC3 事務局宛てメール添付にて提出

Email : stc3office@astem.or.jp

※ 提出された全ての書類、資料等(個人情報を含む)は、入会可否にかかわらず返却しませんので、ご承諾のうえお申込みください。

○**入会可否**：本固定スペース会員の決定は、申込者の事業活動や提出書類の内容を、当該コミュニティの趣旨、事業目的に照らして財団にて行います。（必要に応じて申込者との面談を実施する場合があります。）

結果については、STC3 事務局から申込者にメールにて通知します。

○**賃貸借契約**：入会決定者は、財団と固定スペース 802 号室の定期建物転貸借※契約等別途契約を締結していただきます。

- ・ 契約期間：契約締結日から令和 8 年 3 月末日まで(再契約有 以降年度毎 1 年契約)
- ・ 保 証 金：月額賃料及び共益費の 3 箇月分

○**スケジュール**：

- 申 込 期 間：2025 年 8 月 6 日(水)午前 10 時 ～ 2025 年 8 月 25 日(月)午後 5 時（必着）
- 入会決定通知：2025 年 9 月上旬(予定)
- 賃 貸 借 契 約：2025 年 9 月上旬(予定)
- 保証金等支払：2025 年 9 月末日支払期日(予定)
- 入 居 開 始：2025 年 10 月 17 日(予定)

3.申込・問合せ先

イノベーション創出コミュニティー(STC3)事務局
公益財団法人京都高度技術研究所
地域産業活性化本部 人材育成支援部
担当：森井
E-mail: stc3office@astem.or.jp

以 上